

みよみよ通信

2021
市政報告
vol.32
(7月10日発行)

今回は質問特集です。質問全体をお知りになりたい方はQRコードからどうぞ。



コロナワクチン接種について丁寧な説明を!

4月臨時議会 (4/21)

問

65歳以上の市民に対し4/19に接種券が届きましたが、予約のことや接種できる医療機関についてなにもご案内がなく、市民も混乱し医療機関にも問い合わせが相次ぎました。今後、**分かりやすいご案内と丁寧な対応**を求めますがいかがですか。

答

ご迷惑・ご負担をおかけした医療機関や、また不安に思われた市民のみなさんには**お詫び**申し上げたいと思っている。今後みなさんにご理解をいただけるように**丁寧な説明を重ねて**いきたい。

市長

女性への支援事業は市が責任を!

(4/21)

問

国の交付金を使ったNPOへの委託事業とのことですが、生理用品は公共施設のトイレなどに置くべきですし、お困りの方への相談は**民間任せではなく、市が他部署と連携してその責任・役割を果たして**ほしいかがですか。

答

行政の情報が届いていないので民間のお力を借りたいと思っているが、行政はいろんな部局にまたがっているため**福祉部局、教育委員会との連携等、部局を超えて取り組んで**いきたい。

市長

オリンピック関連事業はどうするのか?

6月定例会議会 (6/15)

問

オリンピック関連事業として、事前合宿、交流事業、ライブサイト(総合体育館での飲食を伴う試合観戦)などを予定していますが、事前合宿について選手団は日本に到着後、**一般客の乗る国内航空便も使って本市へ移動**します。バブル方式が成立するのですか。

答

選手団は、母国での陰性証明の提出、体調管理、入国時の抗原検査があり、**飛行機でも一般客と2席離れた座席**となるなど、感染リスクは極力抑え込まれると理解している。

市長



生活保護の利用を積極的に!

(6/15)

問

総合支援資金特例貸付の限度額に達している方への新たな給付制度が創設されましたが、その限度額に達している方、対象となる方は何名いますか。利用できない方は、車の処分留保や扶養調査は本人の意向を尊重するなどして、**生活保護の利用を促す**べきですがどうですか。

答

申請期限の8月末までに限度額に達する方は1827人であり、そのうち900人ほどが対象と見込んでいる。自動車の処分、扶養調査について個々の世帯の状況に即し**柔軟に対応**している。**困窮されている方が生活保護を受けられるよう今後も丁寧な対応と支援に努める。**

市長

いよいよ金沢市パートナーシップ宣言制度について

(6/15)

問

いよいよ7月1日から金沢市パートナーシップ宣誓制度が開始されます。しかし、基本方針では「交付番号毎にホームページに掲載される」とあります。これは重要な個人情報ですし、アウティングに繋がる可能性も否定できません。**交付番号等の公表をやめる**よう求めますがいかがですか。

答

宣誓したパートナーがサービスを受ける際、提供者が有効性を随時確認する必要があるため、**紛失または無効となったものについてのみホームページに掲載**することとしたいと考えている。
※この後、基本方針が改められました。

市長

有名店の撤退どうなのか?

(6/15)

問

市から**補助金 5,000万円**を出した店舗2つが、片町きららから**短期間で撤退**しましたが、補助金の目的に照らして**成果があった**と言えるのでしょうか。

答

本市の都心軸の拠点性を高め、中心地の賑わい・魅力の向上を図ることを目的とした。多くの来店者があり、中心市街地の集客・賑わいに貢献をいただいたと思っている。きららとの再契約ができなかったことは大変残念なことではあるが、**私は一定の効果はあった**と理解している。

市長

市道の4割しか...道路の除雪をもっと!

常任委員会連合審査会(3/17)



問

道路法第42条では、**除雪が道路管理者の義務として明示**されています。よって市道の除雪は、原則、道路管理者である市が行うよう努めるべきという認識でよいですか。

答

道路法によって努めるということは、**市の責務**であると思っている。ただ、現実問題として、本市行政だけですべてできるものではなく、民間事業者や市民の力も借りながら努めていかなければならないと認識している。

市長

問

最初から**市が市道の4割しか除雪しないという計画は、法の趣旨に反している**のではないですか。**近隣都市では73~85%の市道をカバー**している状況であることから、民間への機械の貸与や市の道路等管理事務所の拡充など、**計画路線を拡大した積極的な道路除雪計画**をつくるべきですが、どうですか。

答

今後の道路除雪計画の改定に当たっては、委託業者との調整や、町会等からの様々な意見を参考に、委託業者の掘り起しに努めながら、必要な路線については、**計画路線の指定を検討**していく。(土木局長)

土木

問

市が除雪を行わない**6割の市道**については、**地域で補助制度を使って除雪**するよう計画で定めていますが、それは**道路法の趣旨から逸脱**しますし、財政上の理由などで制度を使えない町会もあります。また、その補助金は、**市民が有料で購入したゴミ袋の積立**から出されており、税金以外の新たな負担によっています。そのため、市が市道を除雪できない間は、**全額補助**するとともに、**適用期間をなくす**べきと考えますが、どうですか。

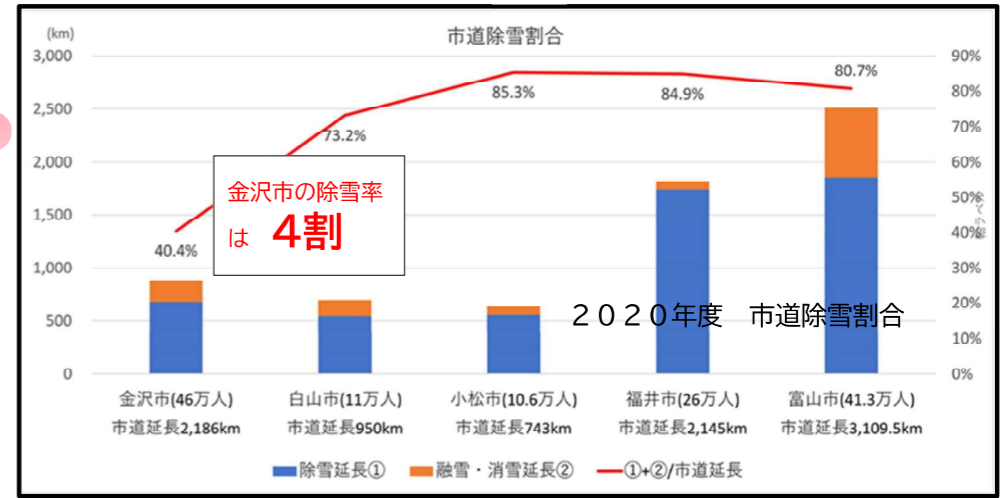
答

本市の除雪計画に定めた役割分担に基づき、市民協働による除雪に対し、その一部を助成しているが、**全額負担は考えていない**。適用機関については、**実態を踏まえ検討**する。(土木局長)

土木

除雪のまとめ

金沢市の除雪について、調べてみました。ホームページに掲載しましたので、ぜひご覧ください。



ガス・発電事業の民営化は市民のためにならない。

6・30に、市と新会社とで仮契約が結ばれました。しかし、6・28までの市民説明会(5回)では反対意見が相次いでおり、市民の意見を無視して進めてはなりません! 今後、9月までの議会で、賛否が問われます。

問

これまでは、本市ガス事業と水道事業の保安は一体で行っており、特に夜間・休日等の時間外における相談対応は、ガス事業法に基づくものだが、仮にガス事業がなくなり、水道事業のみとなっても、**24時間対応**が行われるのか。

答

市民の安全・安心を確保するため、24時間対応は当然必要と考えており、他の業者の状況も充分検討しながら、**対応について検討**する。
※今のまま行うとは明言しなかった!

公営

日本共産党金沢市議会議員

広田 みよ

お問い合わせ・ご相談はこちらへ

〒920-8577 金沢市広坂 1-1-1

電話 076-220-2407

FAX 076-260-6588

携帯 090-8090-3076

メール movieemovie@yahoo.co.jp



コロナ関連支援策

2021/7/1

| | 支援策 | 内容・要件 | 支援額 | 問い合わせ先 |
|------|--|---|--|--|
| 国 | 月次支援金 | 2019年比または2020年比で、2021年の月間の売上が50%以上減少しており、以下の①又は②に該当すること。 ※申請前に、登録確認機関（商工会・商工会議所、中小企業団体中央会、税理士、中小企業診断士、行政書士等）で事前確認を受ける必要があります。 ① 2021年の4月以降に実施される緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴い、休業又は時短営業を実施している飲食店と直接・間接の取引があること ② 措置が実施される地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けていること | 中小法人等：上限20万円（1月ごと） 個人事業主等：上限10万円（1月ごと） 給付額の計算方法 2020年又は2019年の基準月売上 - 2021年の対象月の売上 ○申請期間 4月・5月分：2021年6月16日～8月15日、 6月分：2021年7月1日～8月31日 | 月次支援金事務局 相談窓口 0120-211-240 IP電話等からのお問合せ先：03-6629-0479 （通話料がかかります） 受付時間：8時30分～19時00分 （土日、祝日含む全日対応） |
| 県 | 石川県 新型コロナウイルス 感染拡大防止協力金 （第3次） | ①時短要請前から継続して午後9時から翌午前5時までの時間帯に営業を行っていること。 ②食品衛生法上の営業許可を取得している飲食店 ③業界ごとのガイドラインを遵守していること ④令和3年4月28日（水）午後9時から～5月11日（火）の全ての期間を前提に時短要請にご協力いただくこと（終日休業とした場合を含む） ⑤対象店舗の営業に必要な許可等を全て取得していること 【要請内容】 午後9時までの時短営業（営業開始は午前5時以降） 酒類の提供は午後8時まで | 前年度又は前々年度の1日あたりの売上高によって変動 1店舗当たり 35万円～280万円 （大企業の場合0万円～280万円）算定書式あり ○申請期間 令和3年5月12日～6月30日 当日消印有効 | 石川県事業者支援ワンストップ コールセンター 076-225-1920 受付時間：9時から18時まで （土、日、祝祭日も開設） |
| 県 | 石川県 新型コロナウイルス 感染拡大防止協力金 （第4次） | ①時短要請前から継続して午後9時（金沢市の場合、午後8時）から翌午前5時までの時間帯に営業を行っていること ②食品衛生法上の営業許可を取得している飲食店 ③業界ごとのガイドラインを遵守していること ④令和3年5月12日（水）午後9時（金沢市の場合、午後8時）から6月13日（日）深夜12時の全ての期間を前提に時短要請にご協力いただくこと（終日休業とした場合を含む） ⑤対象店舗の営業に必要な許可等を全て取得していること 【要請内容】 午後9時（金沢市の場合、午後8時）までの時短営業（営業開始は午前5時以降） 飲食店におけるカラオケ設備の利用自粛（終日） 【金沢市】（5月16日～6月13日）酒類提供の自粛（利用者による酒類の店内持込みを含む） （終日）＜ノンアルコール飲料の提供は可能です＞ | 前年度又は前々年度の1日あたりの売上高によって変動 1店舗当たり 99万円～660万円 （大企業の場合0万円～660万円） ○申請期間 令和3年6月14日～8月2日 当日消印有効 | 石川県事業者支援ワンストップ コールセンター 076-225-1920 受付時間：9時から18時まで （土、日、祝祭日も開設） |
| 県 | 石川県 経営持続月次支援金 （上乗せ支援） | 5月又は6月において「国の月次支援金」の支給を受けた事業者に対し追加支援 | 国の月次支援金の1/2 中小企業等 上限 10万/月最大2箇月分 20万 個人事業主 上限 5万/月最大2箇月分 10万 ※酒類販売事業者は、国と同額を支給 中小企業等 上限20万/月 個人事業主 上限10万/月 ○申請期間 令和3年7月5日～10月31日 ※申請書類は7月5日にホームページ掲載予定 | 石川県事業者支援ワンストップ コールセンター 076-225-1920 受付時間 9時～18時 （土日祝日も対応） |
| 市 | 金沢市飲食店まん延防止緊急支援金 | 金沢市内で飲食店を営業する事業者で、下記のいずれにも該当する者 まん延防止等重点措置の適用期間中、営業時間の短縮や酒類の提供自粛に全面的に協力した金沢市内の飲食店 石川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金（第4次）の支給を受けていること 対象期間 令和3年5月12日～同年6月13日（33日間） | 支給額：石川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金（第4次）支給額の1割相当額 【計算方法】 県協力金（県からの支給額のうち、金沢市内店舗分に限る）×1/10 ○支給額の目安（1店舗あたり日額） （1）中小企業・個人事業主…売上高に応じて、3千円～1万円 （2）大企業…売上高減少額に応じて最大2万円 ○申請期間 令和3年6月18日～8月31日 ※石川県第4次協力金の入金後でなければ申請できません | 金沢市飲食店まん延防止 緊急支援金専用ダイヤル 076-220-2127 相談窓口：金沢市役所第一本庁舎5階 中小企業・小規模事業者相談応援窓口 |
| 市 | 金沢市飲食店元気回復 応援事業 | 金沢市内で飲食店を営業する事業者で、下記のいずれにも該当する者 まん延防止等重点措置の適用期間中、営業時間の短縮や酒類の提供自粛に全面的に協力した金沢市内の飲食店 金沢市飲食店まん延防止緊急支援金の支給を受けていること 石川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金（第4次）の支給を受けていること 対象期間 令和3年5月12日～同年6月13日（33日間） | 対象1店舗あたり10万円分のクーポン券を交付 ○7月上旬以降を予定 | 経済局 商工業振興課 076-220-2193 |
| 金沢社協 | 住居確保給付金 | コロナによる失業、収入減少の場合、家賃相当額を支給再支給について、6月末→9月末まで延長 | | 金沢市社会福祉協議会 076-231-3571 |
| 金沢社協 | 生活福祉資金（特例貸付） 総合支援資金・緊急小口 | コロナによる失業、収入減少の場合、生活資金を貸付 償還免除の申請の時期、書類は厚労省で検討中 | 受付期間 令和3年8月31日まで | |
| 市（国） | 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 | 既に総合支援資金の再貸付が終了するなどにより特例貸付を利用できない世帯に対して、就労による自立を図るため 令和3年7月1日～令和3年8月31日※必着 | 単身世帯：6万円/月・2人世帯：6万円/月 3人以上世帯：10万円/月 3か月 | 福祉健康局 生活支援課 076-220-2292 |
| 市 | 令和3年度国民健康保険料の減免など | 令和3年4月分から令和4年3月分までの保険料 対象 受付期間 令和3年7月1日～3月31日まで | | 福祉健康局 医療保険課 076-220-2255 |
| 市 | 令和3年度介護保険料の減免など | 令和3年4月分から令和4年3月分までの保険料 対象 65歳以上 受付期間 令和3年7月1日～3月31日まで | | 福祉健康局 介護保険課 076-220-2264 |
| 市 | 国民年金保険料の免除など | 令和3年度免除・納付猶予申請の受付開始日は令和3年7月1日 | | 市民局 市民課 国民年金担当 076-220-2295 |
| 市 | 市税の納付猶予 | 新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難となっている場合 | | 税務課 076-220-2171・2172・2173・2177 |